

<使用開始日>  
2025年8月23日

# 野村JPMグローバルセレクト株式 Aコース/Bコース (野村SMA・EW向け)

追加型投信 内外 株式

## 【投資信託説明書(交付目論見書)】

| ファンド名 | 商品分類        |            |                   | 属性区分                         |      |                  |               |               |
|-------|-------------|------------|-------------------|------------------------------|------|------------------|---------------|---------------|
|       | 単位型・<br>追加型 | 投資対象<br>地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象<br>地域       | 投資形態          | 為替<br>ヘッジ     |
| Aコース  | 追加型         | 内外         | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(部分ヘッジ) |
| Bコース  |             |            |                   |                              |      |                  |               | なし            |

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2025年7月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:65兆8662億円(2025年6月30日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村JPMグローバルセレクト株式 Aコース/Bコース(野村SMA・EW向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月5日に関東財務局長に提出しており、2025年2月21日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社



★サポートダイヤル★ 0120-753104  
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★  
<https://www.nomura-am.co.jp/>

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## ファンドの特色

### ■主要投資対象

世界各国(新興国を含む)の株式を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「野村JPMグローバルセレクト株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### ■投資方針

●ファンドはマザーファンドを通じて、米ドル建ての外国投資信託「JPモルガン・グローバル・セレクト株式・アクティブETF」に投資を行ないます。

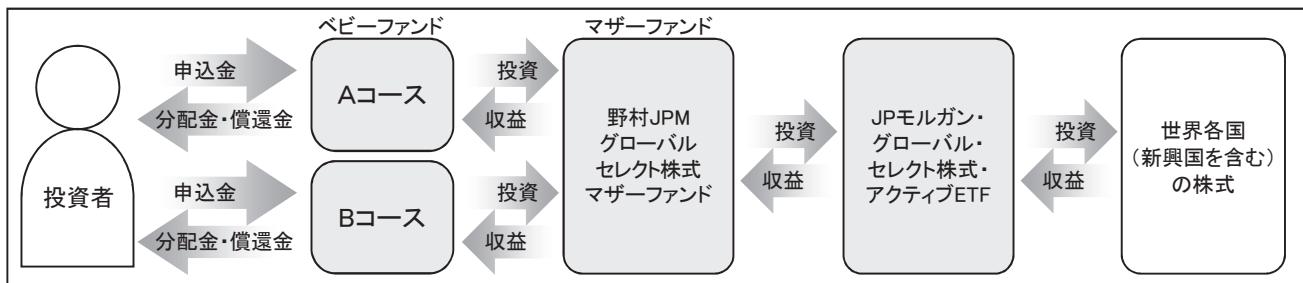
◆「JPモルガン・グローバル・セレクト株式・アクティブETF」の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、投資制限に基づく調整のため、実質組入比率を引き下げる場合があります。

◆投資制限に基づく調整のため「JPモルガン・グローバル・セレクト株式・アクティブETF」の実質組入比率を引き下げた場合に世界各国の株式の値動きを概ね捉える目的で、株価指数先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

●「Aコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Bコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。

| Aコース<br>為替ヘッジあり  | Bコース<br>為替ヘッジなし                   |
|--|-----------------------------------|
| 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、実質的に保有する外国投資信託に対しては、外国投資信託のベンチマークの通貨配分をベースに為替ヘッジ(先進主要国通貨等による代替ヘッジを含みます。)を行なうなど為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 |

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■「野村JPMグローバルセレクト株式マザーファンド」が投資対象とする外国投資信託の概要

### JPモルガン・グローバル・セレクト株式・アクティブETF

(米国籍米ドル建て外国投資信託)

#### <運用の基本方針>

|             |   |
|-------------|---|
| 主要 投 資 対 象  | 世界各国(新興国を含む)の株式を主要投資対象とします。   |
| 投 資 方 針     | <ul style="list-style-type: none"><li>・世界各国(新興国を含む)の幅広い企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。</li><li>・経験豊富な調査アナリストの知見を活用し、確信度の高い投資アイディアを発掘します。企業収益の成長性とバリュエーションにおいて魅力度の高い銘柄を選別してボトムアップ・アプローチでポートフォリオを構築します。</li><li>・投資地域や業種配分において過度に偏ることなく、分散されたポートフォリオとなるように、世界株式指数と同等の投資割合を維持することを目指します。</li></ul> |
| 主 な 投 資 制 限 | <ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、概ね65から95銘柄程度に投資を行ないます。</li><li>・原則として、ファンドの資産の80%以上を株式および株式に関連する金融商品に投資を行ないます。</li></ul>   |
| 収 益 分 配 方 針 | 年次で利子・配当等収益と売買益等から分配を行なう方針です。   |
| 償 返 条 項     | 外国投資信託の取締役会による償還決議がなされた場合等には、償還となります。   |

#### <主な関係法人>

|                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 管 理 会 社<br>投 資 顧 問 会 社 | J.P.モルガン・インベストメント・マネジメント・インク |
| 保 管 会 社<br>名 義 書 換 事 務 | J.P.モルガン・チース銀行               |

#### <管理報酬等>

|               |  |
|---------------|--|
| 信 託 報 酬       | 純資産総額の0.47%(年率)                        |
| 申 込 手 数 料     | なし                                     |
| 信 託 財 産 留 保 額 | なし                                     |
| そ の 他 の 費 用   | 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息等。 |

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

\* 上記は2025年8月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ■主な投資制限

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への実質投資割合には制限を設けません。    |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。   |

## ■分配の方針

原則、毎年12月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### ●ファンドの名称について

「野村JPMグローバルセレクト株式 Aコース(野村SMA・EW向け)」を「野村JPMグローバルセレクト株A(野村SMA・EW向け)」、「野村JPMグローバルセレクト株式 Bコース(野村SMA・EW向け)」を「野村JPMグローバルセレクト株B(野村SMA・EW向け)」という場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|         |  |
|---------|--|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。  |
| 為替変動リスク | <p>・「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。</p> <p>・「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とし、マザーファンドを通じて実質的に保有する外国投資信託に対しては、外国投資信託のベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行ない為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進主要国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、マザーファンドを通じて実質的に保有する外国投資信託の実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。</p> |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドが実質的な主要投資対象とする外国投資信託の上場廃止が決定した場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行う場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ファンドが実質的に投資する上場投資信託証券である外国投資信託受益証券を、金融商品取引所において購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等による流動性の低下や、外国投資信託受益証券の設定交換不可日等による流動性の制約により、購入もしくは売却が困難または組入れに時間がかかる場合があります。また、流動性の低下等により、不利な条件での売買となった場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっています。

### ●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

### ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

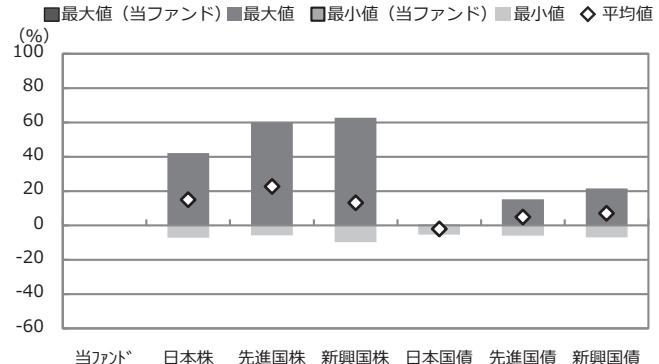
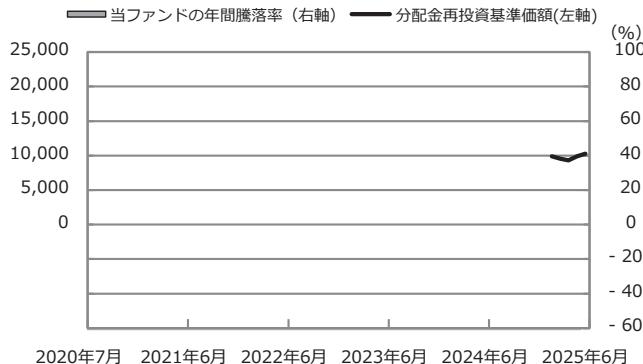
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

## リスクの定量的比較

(2020年7月末～2025年6月末：月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

### ●Aコース



|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | —     | 42.1  | 59.8  | 62.7  | 0.6   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | —     | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 7.0 |
| 平均値 (%) | —     | 15.0  | 22.7  | 13.2  | △ 2.1 | 4.9   | 7.1   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指標化し、設定日の属する月末より表示しております。

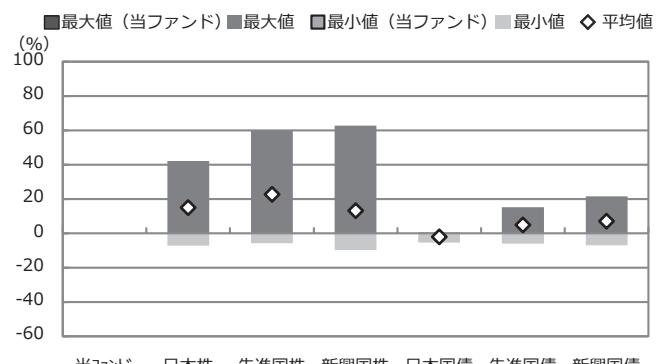
\* 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

### ●Bコース



|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | —     | 42.1  | 59.8  | 62.7  | 0.6   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | —     | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 7.0 |
| 平均値 (%) | —     | 15.0  | 22.7  | 13.2  | △ 2.1 | 4.9   | 7.1   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指標化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指數＞

- 日本株：東証株価指數(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指數(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国债：NOMURA-BPI国债
- 先進国债：FTSE世界国债インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国债：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指數の著作権等について ■

○東証株価指數(TOPIX)(配当込み)…配当込みTOPIX(「東証株価指數(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指數値及び東証株価指數(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証株価指數(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指數(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指數(TOPIX)(配当込み)の指數値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指數(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)…MSCI-KOKUSAI指數(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指數です。同指數に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国债…NOMURA-BPI国债の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国债の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国债を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国债インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)…FTSE世界国债インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国债の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指數」とよびます)についてここに提供された情報は、指數のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームション、或いは指數に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますか、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)('指數スパンサー')は、指數に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指數に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指數スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指數スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指數は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指數に付随する情報について保証するものではありません。指數は指數スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指數スパンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

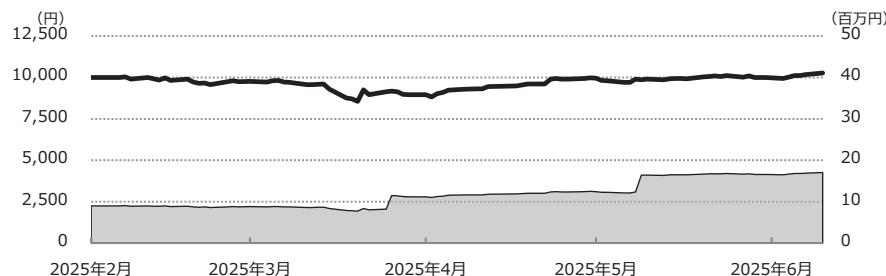
# 運用実績 (2025年6月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移

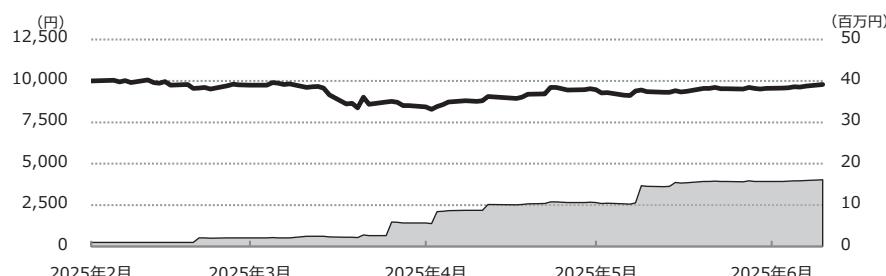
(日次: 設定来)

■ 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

### Aコース



### Bコース



## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

### Aコース

|         |     |
|---------|-----|
| 2025年6月 | 0 円 |
| ---     | --- |
| ---     | --- |
| ---     | --- |
| ---     | --- |
| 設定来累計   | 0 円 |

### Bコース

|         |     |
|---------|-----|
| 2025年6月 | 0 円 |
| ---     | --- |
| ---     | --- |
| ---     | --- |
| ---     | --- |
| 設定来累計   | 0 円 |

## 主要な資産の状況

### 実質的な銘柄別投資比率(上位)

| 順位 | 銘柄                         | 業種             | 投資比率(%) |      |
|----|----------------------------|----------------|---------|------|
|    |                            |                | Aコース    | Bコース |
| 1  | Microsoft Corporation      | 情報技術           | 7.4     | 7.4  |
| 2  | NVIDIA Corporation         | 情報技術           | 5.4     | 5.4  |
| 3  | Amazon.com, Inc.           | 一般消費財・サービス     | 4.9     | 5.0  |
| 4  | Meta Platforms Inc Class A | コミュニケーション・サービス | 4.8     | 4.8  |
| 5  | Apple Inc.                 | 情報技術           | 3.3     | 3.3  |
| 6  | Walt Disney Company        | コミュニケーション・サービス | 2.3     | 2.4  |
| 7  | Johnson & Johnson          | ヘルスケア          | 2.3     | 2.4  |
| 8  | Exxon Mobil Corporation    | エネルギー          | 2.2     | 2.2  |
| 9  | Southern Company           | 公益事業           | 2.1     | 2.1  |
| 10 | CME Group Inc. Class A     | 金融             | 2.0     | 2.0  |

## 年間收益率の推移

(暦年ベース)

### Aコース



### Bコース



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は設定日(2025年2月21日)から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                   |  |
|-------------------|--|
| 購入単位              | 1円以上1円単位（当初元本1口=1円）  |
| 購入価額              | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)   |
| 購入代金              | 原則、購入申込日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。   |
| 購入の申込者の制限         | 販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した投資者等に限るものとします。   |
| 換金単位              | 1口単位   |
| 換金価額              | 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額   |
| 換金代金              | 原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。   |
| 申込締切時間            | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。<br>(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)                 |
| 購入の申込期間           | 2025年3月1日から2026年2月27日まで<br>* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                   |
| 換金制限              | 大口換金には制限を設ける場合があります。   |
| 申込不可日             | 販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。                      |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。          |
| 信託期間              | 無期限（2025年2月21日設定）  |
| 繰上償還              | 実質的な主要投資対象とする外国投資信託の上場廃止が決定した場合は償還となります。また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。                  |
| 決算日               | 原則、毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）  |
| 収益分配              | 年1回の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）   |
| 信託金の限度額           | 各ファンドにつき、2兆円   |
| 公 告               | 原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。               |
| 運用報告書             | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。   |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除の適用はありません。<br>* 上記は2025年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | ありません   |
| 信託財産留保額 | 換金時に、基準価額に <u>0.07%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。  
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間(第1計算期間および第2計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。  
信託報酬率の配分は下記の通りとします。

| 信託報酬率                              |  | 年0.275%(税抜年0.25%) |
|------------------------------------|--|-------------------|
| 支払先の<br>配分<br>(税抜)<br>および<br>役務の内容 | <委託会社><br>ファンドの運用とそれに伴う調査、<br>受託会社への指図、<br>法定書面等の作成、<br>基準価額の算出等   | 年0.20%            |
|                                    | <販売会社><br>購入後の情報提供、<br>運用報告書等各種書類の送付、<br>口座内でのファンドの管理<br>および事務手続き等 | 年0.03%            |
|                                    | <受託会社><br>ファンドの財産の保管・管理、<br>委託会社からの指図の実行等                          | 年0.02%            |
|                                    | 実質的な投資対象とする外国投資信託<br>の信託報酬率  | 年0.47%            |
| 実質的な負担 <sup>(注)</sup>              |  | 年0.745% 程度 (税込)   |

(注)ファンドが実質的な投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

#### その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金   |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

- \*上記は2025年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \*法人の場合は上記とは異なります。
- \*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■(参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

|      | 総経費率<br>(①+②+③+④) | ①ファンドの運用<br>管理費用の比率 | ②ファンドのその他<br>費用の比率 | ③投資先ファンド<br>の運用管理費用<br>の比率 | ④投資先ファンドの<br>運用管理費用以外<br>の比率 |
|------|-------------------|---------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|
| Aコース | 0.71              | 0.27                | 0.44               | —                          | —                            |
| Bコース | 0.54              | 0.27                | 0.27               | —                          | —                            |

(2025年2月21日～2025年6月6日)

- \* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- \* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。
- \* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- \* ファンドのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- \* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- \* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- \* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。